柏原市第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画

概要版

令和6年(2024年)3月

柏原市

この冊子は全ページに音声コードを添付しています。 音声コード Uni-Voice



第1章 計画の策定にあたって

(1)計画策定の趣旨

障害福祉計画と障害児福祉計画は、障害者・児が地域社会での共生の実現に向け、 日常生活及び社会生活の総合的な支援を一層推進することを目的に制定された「障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援 法」という。)」と児童福祉法に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確 保等を円滑に実施するために策定するものです。

本市では、令和3年(2021年)3月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「柏原市障害者計画」と同時に、障害者計画の実施計画となる「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」(以下「前計画」といいます。)を策定し、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んできました。前計画の期間が令和5年度(2023年度)で満了することから、国や大阪府の動きを踏まえるとともに、柏原市障害者計画における施策を効果的に実行するために、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定します。

(2)計画の位置づけ

第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、 第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として、 柏原市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害のある児童を対 象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、柏原市で は両計画を一体的に策定します。

本計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容を十分に踏まえながら、 上位計画である「柏原市総合計画」「柏原市地域福祉計画」をはじめ、本市の福祉関連 計画(「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等)、 その他の計画とも整合性を図ります。



(3)計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針で3年と定められています。 本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間となります。

27年度 28年度 29年度	30年度 元年度 2年度	令和 令和 令和 令和 3年度 4年度 5年度 (2021年度) (2022年度) (2023年度)	6年度 7年度 8年度			
1 1	1 I I I I		! !			
柏原市障害	者基本計画	柏原市障害者基本計画				
1	i i i		1			
第4期障害福祉計画	 第5期障害福祉計画 	第6期障害福祉計画	第7期障害福祉計画			
- 另4 别 哔 吉悀仙司 凹	第1期障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			
i i	; ;					

(4)計画の策定体制

① 柏原市障害者計画等策定委員会の設置

有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員、公募委員などで構成する「柏原市障害者計画等策定委員会」において、計画内容を審議しました。

② 障害のある人のニーズの把握

障害のある人の現状や障害福祉サービスの利用意向等を把握し、サービス見込量の算定やその確保方策を検討するため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児へのアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービスに関わる課題や福祉施策への要望などを把握するために、関係団体及び事業者へのヒアリング調査を実施しました。

③ パブリックコメントの実施

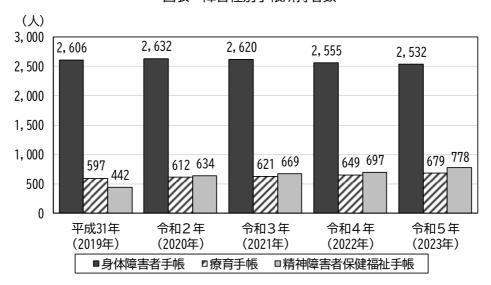
広く市民の意見を募集するために、令和6年(2024年)2月9日~2月29日の期間、 パブリックコメントを実施しました。



第2章 障害のある人を取り巻く状況

(1)障害のある人の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年(2023年)が2,532人で、令和2年(2020年) 以降減少しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、いずれも年々 増加しています。

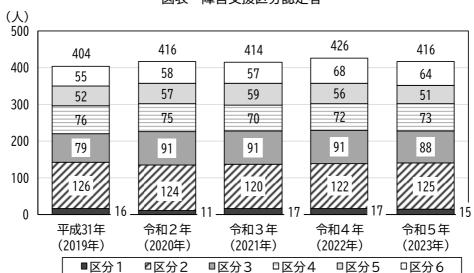


図表 障害種別手帳所持者数

資料:障害福祉課(各年3月末現在)

(2)障害支援区分の認定状況

障害支援区分の認定を受けた障害者数は増減がみられ、令和5年(2023年)で416 人となっています。



図表 障害支援区分認定者

資料:障害福祉課(各年3月末現在)

※区分の数字が多いほど、より多くの支援が必要とする状態を意味します。



(3)子ども・子育て支援事業の状況

保育所、幼稚園の障害児数は減少していますが、認定こども園では増加しています。

図表 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

		令和	令和	令和	令和	令和
		元年	2年	3年	4年	5年
		(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)
	実施か所数	12	12	8	8	8
保育所	在籍児数	1, 244	1, 243	897	903	918
	障害児数	73	63	45	42	41
	実施か所数	5	5	2	1	1
幼稚園	在籍児数	147	114	22	15	19
	障害児数	14	14	1	1	0
認定こども園(幼保連携	実施か所数	1	1	5	5	5
型、幼稚園型)	在籍児数	204	208	653	653	638
教育部分・保育部分合計	障害児数	0	0	32	33	35

資料:こども施設課(各年5月1日現在)

(4)特別支援学級・特別支援学校の状況

特別支援学級、特別支援学校ともに、児童数は増加しています。特別支援学級の生徒数は、令和4年(2022年)まで増加し、令和5年(2023年)では減少しています。特別支援学校の生徒数は、令和元年(2019年)からの5年間で増減がみられます。

図表 特別支援学級の状況

		令和	令和	令和	令和	令和
		元年	2年	3年	4年	5年
		(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)
小学校	設置学級数	31	32	33	34	34
小子(X 	児童数	156	159	167	172	174
中学校	設置学級数	13	15	18	18	17
中子似	生徒数	60	78	90	97	91

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

図表 特別支援学校の状況

		令和 元年 (2019年)	令和 2年 (2020年)	令和 3年 (2021年)	令和 4年 (2022年)	令和 5年 (2023年)
小学部	児童数	5	10	13	15	17
中学部	生徒数	18	19	16	17	15

資料:教育委員会(各年5月1日現在)



第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画の 成果目標

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画を一体的に策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な 実施内容と見込量等を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、障害や発達に課題のある児童を対象とする各種支援事業に 関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

本計画で掲げる成果目標、活動指標(サービス見込量等)については、今までの利用 実績を踏まえて設定しています。

(1)障害福祉計画の成果目標

	区 分	目 標(令和8年度)				
福祉施設入所者の地域生	地域生活への移行者数	3人				
活への移行	福祉施設入所者数の削減数	1人				
精神障害にも対応した地 域包括ケアシステムの構 築	精神病床における1年以上長期 入院患者数	45人以下				
	地域生活支援拠点等の機能の充	体制の構築 有				
地域生活支援拠点等が有 する機能の充実	実	検証検討 年1回以上				
	強度行動障害を有する者に対す る支援体制の充実	有				
	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等(全体) 13人 就労移行支援 4人 就労継続支援A型 6人 就労継続支援B型 3人				
福祉施設から一般就労へ	就労移行支援事業利用修了者に 占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所	6割以上				
の移行等	一般就労移行者のうち就労定着 支援事業の利用者数	5人				
	就労定着率が7割以上の就労定 着支援事業所の割合	25%以上				
	就労支援部会の設置	有				
	就労継続支援(B型)事業所に おける工賃の平均額	16, 700円				



(2) 障害児福祉計画の成果目標

	区 分	目標(令和8年度)			
	構築をめざすための児童発達支援 児の地域社会への参加・包容(イ	児童発達支援センター 1か所			
ンクルージョン)の推進		体制の構築 有			
主に重症心身障害児を支援 課後等デイサービス事業所	受する児童発達支援事業所及び放 所の確保	児童発達支援 2か所 放課後等デイサービス 2か所			
医梅纳氏之旧士授のため	の間は松間の切ぎの目の乳架など	関係機関による 連携・協議の場の設置 有			
古一ディネーターの配置	の関係機関の協議の場の設置及び	医療的ケア児等 コーディネーターの配置 福祉関係 1名 医療関係 1名			
	地域の相談支援体制の充実・強 化を図る体制の確保	基幹相談支援センターの設置 有 地域の相談支援体制の充実・強化を 図る体制の確保 有			
相談支援体制の充実・強化等	協議会において、個別事例の検 討を通じた地域サービス基盤の 開発・改善等を行う取組の実施 及び取組を行うために必要な協 議会の体制確保	有			
障害福祉サービス等の質を 制の構築	ら向上させるための取組に係る体	集団指導等の場で情報共有体制を構 築する			



第4章 障害福祉計画の見込み量と確保方策

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活移行を促進する上で重要なサービスであることから、量的な拡大とともに、障害特性に応じた質的な向上に努めます。

			実 績			見込量	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
尼克人業	人/月	136	122	124	124	124	124
居宅介護	時間/月	1,670	1, 449	1, 474	1,542	1,562	1,582
*****	人/月	2	1	1	1	1	1
重度訪問介護	時間/月	128	136	150	161	173	184
□1/□1/平=#	人/月	21	21	21	21	21	21
同行援護	時間/月	305	326	356	380	380	380
√=±++∞=#	人/月	23	24	24	25	26	27
行動援護	時間/月	488	554	584	608	632	656
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

(2)短期入所

短期入所は緊急時や介護者のレスパイトの面から重要なサービスとなり、今後における利用ニーズも高いため、サービス事業者と連携を図りながら提供体制の確保に努めます。

			実 績			見込量	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
/=#8 3 =C	人/月	31	39	41	45	46	47
短期入所	人日分/月	159	218	227	247	251	255



(3)日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援事業については、サービス事業所をはじめ大阪府 や近隣市とも連携しながら提供体制の確保に努めます。また、一般就労への環境を整え るため、関係機関と連携して、一般企業への啓発や働きかけに努めます。

就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援については、就労に向けた訓練の場や日中活動の場として、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

就労選択支援については、情報収集に努めながらサービスの利用を進めていきます。

			実 績			見込量	
サービス名 	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
火 洋人業	人/月	152	152	155	155	155	155
生活介護	人日分/月	2,928	2, 941	2, 992	2, 998	3,011	3, 024
 白共訓练	人/月	7	12	9	9	9	9
自立訓練	人日分/月	125	226	178	178	178	178
⇒₩4.14~二十.1∞	人/月	18	18	23	22	22	22
就労移行支援 	人日分/月	333	269	378	344	344	344
345000000000000000000000000000000000000	人/月	112	121	114	119	122	124
就労継続支援A型	人日分/月	1,960	2,089	1, 981	2,040	2,087	2, 135
3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3	人/月	144	157	172	178	184	190
就労継続支援B型	人日分/月	2, 180	2, 308	2,642	2, 695	2,768	2,841
就労選択支援	人/月	-	_		-	30	30
就労定着支援	人/月	3	3	4	5	5	5
療養介護	人/月	3	2	2	2	2	2



(4)居住系サービス

自立生活援助と施設入所支援の第7期計画中の見込量については、令和5年度 (2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

共同生活援助 (グループホーム) は、障害のある人が地域生活へ移行する上で居住の場となる重要なサービスです。地域生活への移行を推進する中で、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、地域住民の理解を促進しながら事業者の参入促進に努めます。

			実 績			見込量	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	102	117	125	131	137	143
施設入所支援	人/月	36	37	34	34	34	34

(5)相談支援

自立生活援助と施設入所支援の第7期計画中の見込量については、令和5年度 (2023年度)までのサービスの利用実績等を勘案して見込みました。

計画相談支援の利用ニーズは今後も増加すると見込まれるため、市内事業所などに 対してサービスへの参入を促進するなど、提供体制の確保に努めます。

			実 績			見込量	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	170	153	153	136	136	136
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0





2 地域生活支援事業

(1)必須事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて 柔軟にサービスを実施する事業です。

生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

			実 績			事業見込	
	サービス名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		—			有	有	有
自発	的活動支援事業	_	_	_	有	有	有
障害	者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹	相談支援センター	有	有	有	有	有	有
	相談支援センター等 強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅	入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年	後見制度利用支援事業	2人/日	3人/日	3人/日	5人/日	5人/日	5人/日
成年	後見制度法人後見支援事業	_	_		有	有	有
 ≠ ≆	通訳者派遣事業	343件/年	395件/年	330件/年	340件/年	350件/年	360件/年
7-60	地趴在水 色	693時間/年	860時間/年	672時間/年	680時間/年	700時間/年	720時間/年
亜幼	筆記者派遣事業	89件/年	107件/年	84件/年	93件/年	93件/年	93件/年
女小	半記句	166時間/年	240時間/年	203時間/年	203時間/年	203時間/年	203時間/年
手話	通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
手話	奉仕員養成研修事業	33人	25人	29人	25人	23人	21人
	介護・訓練支援用具	3件	3件	3件	3件	3件	3件
日常生活用具給付等事業	自立生活支援用具	7件	6件	11件	8件	8件	8件
「擂	在宅療養等支援用具	10件	7件	10件	9件	9件	9件
	情報・意思疎通支援用具	10件	14件	8件	10件	10件	10件
付等	排泄管理支援用具	1,711件	1,502件	1,606件	1,606件	1,606件	1,606件
業	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件	0件	2件	1件	1件	1件
		94人/月	102人/月	102人/月	111人/月	118人/月	115人/月
移動	支援事業	7,893時間/ 月	8,500時間/	9,801時間/	10,449時間/	11,147時間	11,845時間/
		カラップ 1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域	活動支援センター 	27人	27人	27人	30人	30人	30人



(2)任意事業

障害のある人の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 本市独自で地域生活支援の任意事業として、以下の事業を実施していきます。

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において 入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る事業です。本市 においては、訪問入浴を行う事業所に委託して実施しています。

② 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に 介護している家族の一時的な休息がとれる支援をする事業です。

③ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人にとってわかりやすい点訳、音訳などによって、市の広報誌など 障害のある人が地域生活する上で必要性の高い情報の入手を支援しています。

④ 自動車運転免許取得・改造助成事業(社会参加促進事業)

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



第5章 障害児福祉計画の見込み量と確保方策

1 障害児福祉サービス

(1)障害児通所支援、(2)障害児相談支援

障害児通所支援については、サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者に新規参入、事業拡大などを働きかけ、提供体制の確保に努めます。

障害児相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け相談員に対する研修への参加等を促進します。

サービス名	単位	実 績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	36	47	45	52	57	61
	人日分/月	366	410	401	428	445	463
医療型児童発達支援	人/月	2	4	4	_	_	_
	人日分/月	19	41	40	—		—
放課後等デイサービス	人/月	182	188	208	213	218	213
	人日分/月	1, 913	2,067	2, 326	2, 343	2,398	2, 453
保育所等訪問支援	人/月	1	2	2	2	2	2
	人日/月	—		—	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	59	62	67	71	75	79

※児童発達支援と医療型児童発達支援は一元化されます。



(3)発達障害者等に対する支援

発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの特性を理解し、具体的な対応 の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムや同じ悩みを持つ保護者 同士での懇談の場など、取組を実施していきます。

		見込量		
指標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援 プログラム等の受講者数(保護者)	人	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援 プログラム等の実施者数(支援者)	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

障害福祉に関わる各種制度やサービスなどについて広報やウェブサイトなどを活用しながら周知し、理解を深めていきます。また、府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ることで、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

(2)総合的なケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障害のある人に対して、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることや障害のある人の意向に基づく地域生活の実現を目指します。必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切な利用の支援等を行うにあたり、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。



(3)障害福祉サービス等の充実

自己決定と自己選択による地域移行等を実現するためには、利用者のニーズの把握、相談支援体制の整備、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図る必要があります。今後も障害福祉サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス)及び地域生活支援事業の充実を図り、サービス量の充実と質の向上のどちらも達成できるよう、施設や事業者がサービス提供等に関して様々なネットワークの構築に努めます。

2 進行管理と点検・評価

(1) 国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたり、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町村との連携を図ります。

また、保健・医療、福祉、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業、各分野の専門家等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

市は本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画(Plan)-実施・実行(Do)-点検・評価(Check)-処置・改善(Action)」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標や活動指標について年 I 回の評価・点検と、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。



柏原市第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画 【概要版】

令和6年(2024年)3月

柏原市

《編集・発行》

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話 072-972-1501 (代表)

